

2025 年 1 月 23 日

金融機関の内部監査高度化に関する懇談会
開会挨拶

総合政策局長 屋敷利紀

金融機関の内部監査高度化に関する懇談会の開催にあたり、一言ご挨拶致します。

少子高齢化と人口減少が進展するわが国において、金融機関は、営業地域で質の高い金融仲介機能を発揮して取引先の企業価値向上・競争力強化を図ることや、質の高い金融サービスを提供すること等を通じて、経済成長に貢献することが強く期待されています。わが国金融機関がそうした役割を持続的に果たしていく前提は、財務の健全性と業務の適切性を確保し続けることです。

わが国金融機関は、米欧と比較すると、報酬体系の違いや平成金融危機の経験等から、相対的に過大なリスクテイクをしないカルチャーが醸成されているようにうかがわれます。他方で、わが国においても、経営のグループ化・グローバル化が進展し、直面するリスクが多様化・複雑化すると同時に、人材が流動化し、業務経験や専門領域などが多様化しています。その結果、わが国金融機関のリスクカルチャーや内部統制、リスク管理態勢が今後、大きく変化する可能性は否定できません。新しい「グローバル内部監査基準™」において、内部監査のより良い機能発揮が、組織の価値の創造や保全、維持能力を高めるとされているとおり、こうした状況になっても、わが国金融機関が財務の健全性と業務の適切性を確保し続けるうえで、内部監査が果たす役割は極めて重要です。

米欧金融監督当局と比較して圧倒的にスタッフ数が少ない金融庁にとって、金融機関の内部監査部門は、リスク・脆弱性を発見し、その顕現化を防止する点で軌を一にする重要なパートナーです。実際、金融庁は金融行政の効率化と金融機関の負担を軽減するため、検査を含めたモニタリングの検証範囲・深度を、金融機関の内部監査の信頼性を踏まえて決定しています。金融庁では、金融機関の内部監査部門にはより信頼できる存在になって欲しいと願っています。

その一環として、金融庁では、2019 年 6 月に「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」を公表しました。その後のモニタリング結果などを踏まえて、2023 年 10 月に「金融機関の内部監査の高度化に向けたプログレスレポート（中間報告）」、2024 年 9 月に「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）」を公表しました。

「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」では、内部監査の成熟度

を第一段階から第四段階までとしてそれぞれの評価を示しました。しかしながら、段階別の評価は、各段階における内部監査の使命と役割だけでなく、内部監査の手法についても論じているなど、整理途上にあると考えます。

各段階の評価を、内部監査の手法を除いて、使命と役割に限定して私なりに整理すると、（イ）第１、２段階は、リスクアセスメントの高度化を通じて事務不備や脆弱性等を検出する監査プロセスが成熟し、財務の健全性確保と業務の適切性確保に寄与していく段階、（ロ）第３段階は、さらにオフサイトモニタリングやテーマ監査を機動的に有効活用しつつ、真因分析やリスク識別等を含めた監査結果や提言が成熟し、より経営に関与していく段階、（ハ）第４段階は、さらに組織内で内部監査に対する理解が進むことで被監査部門との信頼関係が成熟し、ＡＩ技術の活用を含めて監査手法をいっそう高度化しつつ、経営戦略策定時から幅広く内部監査の知見を経営に生かしていく段階と定義できるのではないかと考えます。

本懇談会では、こうした各段階の評価にとどまらず、業態別・規模別に求められる内部監査の水準などを含め、幅広くご議論頂くようお願い致します。本懇談会の成果は、わが国金融機関にとどまらず、広くわが国一般企業や、海外金融監督当局の指針にもなりうるよう、６月を目途に取りまとめて公表する方針です。

以上